

参考資料

1 地域福祉の推進に関連する各制度等の状況

(1) 国の各制度と市の取り組みの状況

地域福祉を推進するための制度と市の取り組み、国の動向について整理しました。

	内容
生活困窮者自立支援法	平成27年4月施行。生活困窮者の相談に応じ、個人の状態にあった支援計画を作成し、必要なサービスにつなぐとともに、関係機関とのネットワークづくり及び地域に不足する資源開発に取り組むなど、地域住民や民生児童委員、社会福祉協議会、NPO法人、ボランティアグループ、社会福祉法人等が連携して課題を解決する仕組みづくりが求められています。本市は直営体制で生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業の窓口「しごと・くらしサポートセンター尼崎」を設置し、住居確保給付金の支給、段階的な就労支援に取り組むほか、庁内外関係機関等と連携した課題解決の仕組みづくりに取り組んでいます。
介護保険法改正	平成 27 年 4 月改正。予防給付のうち、訪問介護、通所介護について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的なサービス提供ができるよう地域支援事業として見直されました。生活支援サービスの提供主体としては、介護保険サービス事業者以外にも、NPO 法人、ボランティアグループ、社会福祉法人、民間企業、協同組合、地域の高齢者などが想定されており、多様な主体の参加による重層的なサービスが地域で提供される体制の構築が求められています。 本市は平成 27 年度に市社会福祉協議会に委託して協議体の設置などに
	取り組む生活支援コーディネーターを配置し、平成 29 年度からの総合事業の実施に向けて取り組みを進めています。
社会福祉法改正	平成 28 年 4 月一部施行、平成 29 年 4 月全部施行。社会福祉法人の地域における公益的な取り組みを実施する責務を位置づけており、社会福祉法人が地域の福祉ニーズを踏まえ、その規模や経営実態に即した公益的な取り組みを展開することが求められています。
	本市は、これまでも地域の公益的な活動の推進に向けて、社会福祉法人に対する啓発を進めており、今回の改正を受けて、さらなる取り組みが必要となっています。
障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	平成25年4月一部施行。平成26年4月全部施行。地域社会における共生の実現に向け、障害福祉サービスの充実等、障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、 障害者の範囲の見直し(障害者の範囲に難病等を追加)、 障害支援区分の創設、 障害者に対する支援拡充(重度訪問介護の対象拡大、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加等)、 サービス基盤の計画的整備等が定められています。
	本市は平成 27 年4月に策定した障害者計画・障害福祉計画を基に、取り 組みを進めています。
障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)	平成 28 年 4 月施行。国・地方公共団体・民間事業者に障害を理由とした差別的取扱いを禁止するとともに、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを求めています。また、障害者差別解消支援地域協議会(任意)において関係機関等が連携し、いわゆる「制度の狭間」や「たらい回し」が生じることなく、地域全体として、障害者差別の解消に向けた主体的な取り組みが行われるよう、障害者の権利擁護等についてきめ細やかな対応が求められています。

	内容
	本市では、障がい者差別の解消に向けた取り組みの一層の促進を図るため、「尼崎市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定めました。また、障害者差別解消支援地域協議会の設置等に向けて検討を進めています。
子どもの貧困対策の推進に関する法律	平成 26 年 1 月施行。貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としており、生活支援、就労支援等の重層的な支援が求められています。
	本市では、平成 28 年 3 月に策定した尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の中で、取り組みを進めています。
子ども·子育て支援新制度(支援制度)	平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法(「子ども・子育て支援法」「認定子ども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」)に基づく制度として、子ども・子育て支援制度が平成 27 年 4 月に施行され、待機児童の解消に取り組むことのほか、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、地域の実情に応じて利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」を充実させていくこととされています。
	本市では、平成 27 年 3 月に策定した「尼崎市子ども・子育て支援事業計画」により各種取り組みを進めています。
いじめ防止対策推進法	平成 25 年 9 月施行。いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めています。本市では、「尼崎市子どもの育ち支援条例」の考え方を踏まえ、市立学校に在籍する児童生徒を対象に当該基本方針を策定し、各種取り組みを進めています。
災害対策基本法改正	平成25年6月施行。高齢者、障がい者等の避難について、特に支援が必要な者の名簿をあらかじめ作成し、消防機関や民生委員・児童委員などの地域の支援者との間で情報共有することを義務づけ、市町村と地域の支援者との協働による、高齢者、障がい者等を支援する体制づくりが求められています。 本市では、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を整備することを目的に「尼崎市避難行動要支援者避難支援指針」を作成し、要配慮者(災害時要援護者)の避難支援に取り組んでいます。

(参考)地域共生社会の実現に向けて

平成28年7月15日に、厚生労働大臣を本部長として「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ検討を行うこととしています。

具体的には「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく 仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取り組みの支援と、公的な福祉サービス へのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備の推進や、対象者ごとに整備された「縦割り」 の公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換していくため、サービスや専門人材の養成課程の改革を進め ていく必要があるとしています。

尼崎市においても、こうした国の動向も注視しながら、必要に応じて計画の見直し等を行っていく必要があります

(地域共生社会とは)

一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、パラダイムを転換し、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を目指すとしています。

(2) 市の進めている取り組み

尼崎市では、次のような取り組みを進めています。地域福祉の推進を図る上でも、こうした市の取り組みと整合性を図りながら進める必要があります。

尼崎市総合戦略

本市は将来の姿から見えてくる課題に予防的観点で取り組んでいますが、そのためには、地域に根ざした活動として取り組み、地域との協働を深化させていく必要があります。また、若い人たちが尼崎に触れ、課題解決の実践を通じて学びや経験、力をつけ、また地域で活かしていく機会を創っていくことが必要です。

少子化・高齢化の進展に伴い、今後、都市部である本市においても地域の課題はより多様化し、複雑化すると考えられます。「課題解決先進都市」を目指す本市では、「地域において市民一人ひとりが学び、成長し、活躍し、まちに活気を生み出していく。そしてその営みを未来に引き継いでいく」という「ひと咲きまち咲きあまがさき」の考えのもと、本市の総合計画を基に「まち・ひと・しごと」の分野に絞ったアクションプランとして尼崎市総合戦略(計画期間:平成27年度~31年度)を策定し、取り組んでいます。

総合戦略政策パッケージ【平成27~平成31に取り組む6つの政策分野】

「ひと咲き まち咲き あまがさき」に向けて



公共施設の最適化に向けた取り組みについて((仮称)保健福祉センターの新設)

本市では6ヶ所ある支所の安全・安心な乳幼児健診などの実施に課題を抱えるとともに、保健・福祉に関する住民ニーズが多様化・複雑化し、支所など地域の窓口だけでは対応できないケースが増えています。また、市役所本庁の福祉事務所については、被保護者の増加に伴い組織規模が大きくなりすぎているといった課題があります。

そのため、平成29年度中に、新たに(仮称)保健福祉センターを市内2カ所に設置し、各支所や市役所で行っている保健・福祉業務を同センターに集約することで、保健・福祉総合相談支援体制の構築、安全・安心な健診等施設環境の整備を図るとともに、高齢者や障がい者等の負担を考え、身近な地域における保健福祉の各種申請受付窓口を維持させるために、その一部の事業を除き、社会福祉協議会へ委託する方向で進めています。

子どもの育ち支援・青少年施策の今後の方向性について

子どもや子育て家庭に関する様々な悩みや不安に対応するとともに、子どもや子育て家庭の抱える課題や問題に適切に対応できるよう、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を行うため、子どもの育ちに係る支援センターの設置に向けて検討を進めています。

あわせて青少年の居場所づくりをはじめとした青少年施策については、青少年がさらに利用し参加しやすいものになるよう、旧聖トマス大学や地域の施設の活用を視野に、青少年センターの機能の見直しもあわせて、全市的な観点から検討を進めています。

2 市民等意識調査における民生児童委員の自由意見

地域の支え合い活動を充実させるための取り組みに関する民生児童委員の自由意見

 1.関係団体等との協力
 (37 件)

(31 17				
年代				
70歳代				
50歳代				
60歳行				
60歳イ				
70歳化				
50歳(
60歳(
地域住民との協力				
60歳(
その他				
70歳(
70歳(

2.つながりづくり (118 件)

内容	年代		
声かけ(あいさつを含む)による顔の見える関係づくり			
・あいさつ運動(見守りetc)。声掛け、おしゃべり茶話会。ミニサークルでお世話係をたくさん作る(人のお世話 は自らを育てる)。少しのお仕事が生きる希望となる 。初めの一歩を出す勇気と背中を押してあげる人との出 会い	60歳代		
・隣近所のつながりが大事。地域の中で連絡を取り合う(民生委員、連協、見守り委員)	70歳代		
・地域活動は中心者の強いリーダーシップが必要。ボランティア活動に理解出来る人を選出できれば核となり、広がりが出来る。人の広がりの中で問題解決が達成できるのでは。地域の拠点、中心者、会話の為の費用、目的のあるところに集まれば楽しく会話も進む	70歳代		
・私は地域の老人会での地域百歳体操に参加させて頂いてますが地域の人々の係わりをもって信頼関係を作らない と色々な話を聞かせてもらえない。その中で問題があれば色々な所に相談ができる。障害(知的)児・者、理解 するためにも勉強の場を考えてほしい	50歳代		
・地域の人たちとより多く顔見知りになり、あいさつ程度でよいから交流をはかるよう心掛けています。行事があれば進んで参加するように努めている(会話の中に何か参考に出来る事があると思っているので)	60歳代		
・地域で老若男女を問わず声かけ挨拶をする事。地域での行事等に参加しやすい仕組みを作る	60歳代		
・若い人達と一緒の活動をすることができればよいと思います	70歳代		
・近隣のコミュニケーションがまず必要だと思う。町会員の加入率をあげるため町会も努力していると思うが「市 報」でももっとPRできると良い	60歳代		
住民同士の交流の機会、場づくり			
・自治会、子ども会、老人会等組織や団体を利用して全員が参加できる行事やイベントを通じて老若男女が楽しく 生活できる地域を目指すようにする	60歳代		
・独居の方が引きこもりにならないように、ふれあい喫茶やイス体操、また婦人会主催の映画会などを行っていますが、自主的に来られる方は少なく、誘い出し連れ出しが必要だと思います	60歳代		
・1対1でなく、少人数でつどい話し合いをする事で心は開いていくと思われる。目的を持って活動の柱を立て参加 する。自由に動ける場の設定。飲食ができる場。気兼ねなしに使える施設が欲しい	70歳代		
・知識を得るための研修の機会は最近増えてきたように思う。しかし、身近な問題点を話し合える場が少ない	70歳代		
・地域のコミュニティをもっと活用できたらと思うが、集会所等使用料が高いと使いづらい。援助等があればやり やすい	70歳代		
・公民館や社協の会館など安価でいろいろな教室などができるようになると良い。趣味や発表の場所がなくなっているように思います。子どもや老人等公園のベンチでおしゃべりをしたり遊んだりするところもだんだん少なくなっているように思います。人の集える場所をなくさないで欲しい	60歳代		
見守り活動			
・老人と小学生の見守りは必要だと思うので、役割を与えて欲しい。特定の人に任せるのではなく、持回りで担当 してもらえばよいと思う	60歳代		
・見守り活動で思うに、お当番から始まっても意識を共有することで、町会全体としての認識となり一歩前進した	60歳代		
・高齢者等の多くの方が見守り事業に登録され見守り協力者が増えることで高齢者、障害者等に対する理解と関心 を持つことができると思う	60歳代		
その他			
・地域ぐるみで長い活動をつづける為にもいろんな団体を巻き込んで課題を共有することが大事だと思います	60歳代		
・若い者の考えるボランティアを年配の方は受け入れて指導や指示ばかりするのではなく支え合う活動をしようと する者同志の取り組み方を考える取り組みをしてほしい	50歳代		

3.情報 (47 件)

内容	年代
情報の把握	
・民生委員と地区の委員も務めていますが広い範囲の為各組長、班長さんに高齢者の方々の状態を知らせてほしい とお願いしていますが、協力的ではありません	60歳代
・民生委員になって感じたことは地域の中でいかに自分が知らない人がいたかということです。住んでいる近くの方はだいたいわかるものです。そこで回覧板を回したりある程度近所の人(担当地域をいくつかにわける)を協力員に選び、普段生活している上での気付きなどを民生委員に知らせて頂き、民生委員が情報を元に活動するシステムで広く目を届かせたいと考えています。今は気になる人や目立つ方中心の活動です。狭いようで広い町内だと感じています。表面のことしかわからないです。元気なお年寄りは不自由なお年寄りの世話をして認知を防ぎ社会の一員として生きがいを持つという生活が理想に思います	50歳代
・町会に入られている方は名前がわかりますが、そうでない方は全然わかりません。地区全体のリストがあればと 思います	50歳代
・個人情報の壁が大きいために活動が制約されてしまう。本来は関わる人たちが同じ情報を共有することが大切	50歳代
情報共有	
・町内会の各委員の協力で気になってる人の情報を共有できる取り組み	70歳代
・自治会や見守り委員と民生児童委員、地域包括支援センターの職員の方との協議が必要	60歳代
・それぞれの立場の方が地域の全活動、会議、事業にオブザーバーとして参加できること	60歳代
・行政(市)と地域(町会)、民生委員が連携して要支援者情報の共有化を図り時期に応じた支援を行うネットワーク作りが必要である。市内各町会(福祉協会)により福祉に対する意識の差がある。町会の福祉活動参加を促す必要がある(行政の指導)	70歳代
・情報が欲しい。民生委員同士の交流はあると思いますが、今までの経験や困った時のことの対応などの話を聞か せてほしい	60歳代
・常に民生委員同志が互いに話し合う機会を作る事。新しい知識が広まる	70歳代
・民生委員の横のつながりは必要です。身近な、たとえ小さくても問題があるときは情報を共有する事で大きくなることを防げる。自分の住んでいる町を良くしたい思いは同じだと思うが、話し合いの場所がないのが問題だと思っている	70歳代
・地域(町内会)の方々に高齢者、障害者の方の情報を共有していきたい。緊急の場合に備えて自助、共助の連携を密にしたい	60歳代
情報発信(提供を含む)	
・取り組んでいる活動を全地域に紹介をし、具体的に長所・短所を教えてもらう	60歳代
・活動に取り組まれている地域では行政や町会からの情報発信(掲示板や回覧板の活用)を積極的に行うこと。取り 組みに関心を持ち、将来的に支え合う活動に	50歳代

4.その他 (61件)

	内容	年代
Г	自治会・町会について	
	・町会(福祉協会)に多くの人が加入し、近隣の助け合いが大事と思うが、町会に加入しても何もメリットがない 為、なかなか加入しない。又、脱会者が出るなど地域活動もままならない状況であり、難しい	70歳代
	・自治会等が中心になってもっと地域を活性化する必要がある。子ども会もない、町会も機能していないとなると それぞれお互い顔見知りもいないというような中では地域の支え合い活動は無理があるように思われます	50歳代
	・町会があっても入らない人が多く、またやめていかれる方もある。町会に入っておられれば名前とか家族の人の 存在が町会の方に聞けばわかるので出来るだけ町会に入って欲しい	60歳代
Г	福祉教育	
	・ボランティア活動に参加される方は、今現在老人ばかりで、若い方の参加がほとんどありません。社会全体で若い方の参加を促すように仕向ける。学校教育の必要性があると思います。災害等は新聞・テレビの報道がありますが、地域でする活動にもっと目を向けて欲しいと思います	60歳代
	・地域中での一人ひとりの支え合いが大切だという考えが根づくことが大切だと思います	60歳代
П	・福祉協会の幹部の育成。地域のボランティア活動の人材の確保	70歳代
Г	担い手の確保	
П	・気軽に参加できる小集団活動(事例発表研究会)	60歳代
П	・支える側も高齢化している為もっと若い世代の協力が必要だと思う	50歳代
	・女性は出席多いが男性はとても少ないので何か良い方法はないのか	70歳代
	・まず民生委員をどう確保するのかが問題。若い人材の確保ができるような施策や年齢制限の再考が必要(高齢でも活動できる)	70歳代
	・福祉協会に入会していない方が多くなってきています。活動をするにも人の数が減ってきて活動をされている人の負担が大きくなっています。少しでもたくさんの人が地域に関心をもってほしいのですが難しくて高齢者が多く活動がしにくいと感じます	60歳代
Г	その他	
	・毎年65歳以上の方々が増えていると思います。災害時の支援についてはもう少し細やかに対応できるようにマニュアル化が必要だと思っています	60歳代
	・民生委員の担当地区の配分を考え直す必要があるのでは。1人で広域を担当するケースもあり、又、地域の人々 の変化に対応すべきである	70歳代
	・見守り活動をしていて訪問先でどこかの訪問販売と間違えられたり、名札もして名乗っても用心されたりするの が悲しい	60歳代

3 諮問及び答申

(1) 諮問

尼福第17780号 平成28年3月29日

諮 問 書

尼崎市社会保障審議会 委員長 松原 一郎 様

> 尼崎市長 稲村 和美

あまがさきし地域福祉計画の改定について

少子高齢化や核家族化の進展をはじめとする社会情勢の変化を背景に、 地域のつながりが希薄化する一方で、地域においては多様化、複合化する 生活・福祉課題を抱え、経済的困窮や社会的孤立などに至るリスクの高い 層が増えています。

こうした生活・福祉課題は既存の公的サービスだけでは対応しきれないこともあり、公的サービスによる総合的、包括的な支援とともに、身近な地域で活動する市民、NPO団体、事業者などの主体的な参画と協働による地域づくりと支え合いが必要とされています。

本市では、「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現」を基本理念として平成17年3月に「あまがさき地域福祉計画」を策定し、現在、平成28年度までを第2期の計画期間として地域福祉の推進に取り組んでいます。

この間、改正災害対策基本法を踏まえた災害時要援護者への支援や、平成27年4月から始まった生活困窮者自立支援制度、平成29年度から実施する介護予防・日常生活支援総合事業、さらに社会福祉法人制度改革において地域公益活動が法人の責務と位置づけられるなど、これまで以上に「地域づくり」と「地域の支え合い」を意識した地域福祉の推進が求められています。

つきましては、これまでの取組みを基礎としながら、幅広い分野のご意 見を貴審議会より伺いたく、本計画の改定について諮問いたします。

以上

(健康福祉局福祉部福祉課)

(2) 答申

4 策定経過

(1) 社会保障審議会における検討経過

	開催日	会議体	主な内容
平 成 27	3月29日	第1回 地域福祉専門分科会	・地域福祉専門分科会会長・副会長の選任について・地域福祉計画改定の諮問について
年度	3月30日	第2回 社会保障審議会	・地域福祉専門分科会における調査審議内容の報告等
	4月28日	第1回 計画策定部会	·計画策定部会の進め方について ·地域福祉推進における諸制度について
	5月18日	第2回 計画策定部会	·尼崎市の現状及び地域福祉推進における諸制度について ·地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉推進計画について ·市民等意識調査(案)について
	6月29日	第3回 計画策定部会	・地域福祉推進における諸制度について ・市民等意識調査結果(速報)について ・第3期地域福祉計画策定に向けた課題整理と基本目標(案)
	7月20日	第4回 計画策定部会	・市民等意識調査結果について ・第3期地域福祉計画の基本目標(案) について ・地域課題共有・解決ネットワーク(案)について
平 成 28	8月17日	第5回 計画策定部会	·第3期地域福祉計画の目次イメージ ·地域福祉計画の策定の考え方
年度	8月24日	第 1 回 地域福祉専門分科会	・第3期地域福祉計画の策定状況について ・第3期地域福祉計画の目次イメージ
	9月30日	第6回 計画策定部会	・第3期地域福祉計画素案(第1章~第3章)について・施策の展開について
	10月21日	第7回 計画策定部会	・第3期地域福祉計画素案について
	10月31日	第2回 地域福祉専門分科会	・第3期地域福祉計画素案について
	11月18日	第8回 計画策定部会	・第3期地域福祉計画素案について
	11月28日	第3回 地域福祉専門分科会	・第3期地域福祉計画素案について
	2月下旬頃	第4回 地域福祉専門分科会	

(2) 「あまがさきし地域福祉計画」庁内推進会議における検討経過

	開催日	会議体	主な内容
平成	4月22日	第1回 庁内推進会議	・地域福祉計画の改定について ・検討チームの設置について
27 年 度	5月26日	第1回 検討チーム	・地域福祉計画の改定について
	6月21日	第2回 検討チーム	・地域福祉計画の改定に向けた課題整理 ・第3期地域福祉計画の方向性について
平成 28 年度	7月14日	第3回 検討チーム	・市民等意識調査等について ・第3期地域福祉計画基本目標(案)について
	8月18日	第4回 検討チーム	・第3期地域福祉計画の目次イメージについて ・計画の基本理念と基本目標について
	8月19日	第2回 庁内推進会議	・第3期地域福祉計画の基本目標(案)と施策体験等について ・重点取り組み項目について
	11月21日	第3回 庁内推進会議	・第3期「あまがさきし地域福祉計画」素案について

5 尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会委員名簿

(敬称略、区分ごとに五十音順)

			(可以小小門)、上	×分ことに五十音順)
区分	委員名	所属等	役職等	備考
	荻田 藍子	社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会	社会福祉研修所 研修第1部副部長	
	加藤 曜子	流通科学大学	教授	
	寺坂 美一	尼崎市議会	議員	平成28年8月9日から
社会	公門 將彰	社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会	理事	平成28年6月27日ま で
保障審	内藤 吉子	尼崎商工会議所	常議員	
議	橋本創	尼崎市医師会	副会長	
会委員	前田崇博	大阪城南女子短期大学	教授	
	松澤 賢治	流通科学大学	非常勤講師	
	松原一郎	関西大学	教授	
	安田 雄策	尼崎市議会	議員	平成28年7月11日ま で
	寺岡 睦	尼崎市身体障害者連盟福 祉協会	事務局長	
	西政男	尼崎市民生児童委員協議 会連合会	副会長	
専	能登 誠二	尼崎市PTA連合会	副会長	
門委	弘中 信正	尼崎市議会	議員	平成28年7月11日ま で
員	波多 正文	尼崎市議会	議員	平成28年8月9日から
	松澤 千鶴	尼崎市議会	議員	
	山口 昇次	尼崎市社会福祉協議会	理事	平成28年6月27日か ら
\perp		<u> </u>		ļ -

会長 副会長

6 尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会計画策定部会委員名簿

(敬称略、区分ごとに五十音順)

	- 、 (
区分	委員名	所属等	役職等	備考
社会	荻田 藍子	兵庫県社会福祉協議会	社会福祉研修所 研修第1部副部長	
保障	公門 將彰	尼崎市社会福祉協議会	理事	平成28年6月27日ま で
審議委	前田 崇博	大阪城南女子短期大学	教授	
員	松原 一郎	関西大学	教授	
	寺岡 睦	尼崎市身体障害者連盟福 祉協会	事務局長	
専門	西政男	尼崎市民生児童委員協議 会連合会	副会長	
委員	能登 誠二	尼崎市PTA連合会	副会長	
	山口 昇次	尼崎市社会福祉協議会	理事	平成28年6月27日か ら
	鎌田 千佳子	尼崎市社会福祉協議会	地域福祉課次長(ボラン ティアセンター所長事取)	
特	志築 芳和	N P O 法人兵庫県防災士 会	阪神エリア総務調整尼 崎市担当	
別委員	濱田 格子	N P O 法人子どものみら い尼崎	理事長	
	藤本 章代	特別養護老人ホーム 「ゆめパラティース」	施設長	
	賴末 拓也	尼崎市「立花南」 地域包括支援センター	センター長	

部会長 副部会長

7 用語解説

五十音順

 単語	解説
NPO(エヌピーオー)	Non Profit Organization の略。法人格の有無にかかわらず、営利を目的としない民間団体の総称。「営利を目的としない」とは、一般企業のように利益を個人等へ配分することを目的としないということで、NPOはその利益を、新たな事業等の資金に活用する。
協議体	市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク
クラウドファンディング	新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金 提供者(=crowd〔群衆〕)から少額ずつ資金を集める仕組み
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な認知症の高齢者や知的障がい者のある人等の代わりに、代理人等が権利を表明、代弁することにより、誰もが認められるべき社会的な権利を守ろうとすること
高齢者等見守り安心事業	高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、見守りを希望する高齢者等に対し、尼崎市社会福祉協議会が中心となり、社協会員や民生児童委員、 老人クラブの会員など様々な方で構成する「見守り協力員」による定期的な訪問活動及び随時の外観等からの見守り活動を行います。
指定避難場所	避難勧告及び避難指示等の発令時(災害で自宅に居られなくなったり、そのおそれがあったりするとき)に避難する場所で、公立小学校・中学校・高校及び地域総合センター、地区会館(中央・園田)、立花公民館及び園田東会館を指定しています。(平成28年11月1日現在78か所)
小地域福祉活動	第2期「あまがさきし地域福祉計画」において規定した、身近な生活圏域である社会福祉連絡協議会圏域において、様々な困りごとや孤立などによる不安等に対応し、誰もが安心して生きがいのある地域づくりを目指して住民が力を合わせ専門機関と協力しながら進める住民主体の自主的な活動
自己有用感	自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということを自 分自身で認識すること
成年後見制度	認知症、知的障がい等の理由により、自ら財産の管理や介護などのサービスの利用契約が難しい場合に保護・支援するための制度
生活支援コーディネータ ー	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者
ソーシャルインパクトボ ンド(SIB)	事業の成果に基づき支払いがなされる成果連動型の業務委託手法
ソーシャルビジネス	環境問題や貧困等、様々な社会的課題を、ビジネスの手法を通じて解決しよう とする活動
ソーシャル・ネットワー キング・サービス(SNS)	登録した人同士が交流できるインターネット上の会員制サービス
地域包括支援センター	地域の高齢者の保健・医療の向上、福祉の増進、権利擁護、虐待防止などを総 合的に支援していく機関
ドメスティック・パイオ レンス(DV)	Domestic Violence。配偶者や恋人など親しい関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力も含まれる。DVと略すことが多い。
バリアフリー	高齢者や障がい者等が日常生活を送る上での障壁となるものを取り除くこと。 市民が地域社会の一員であることを自覚し、日頃の暮らしの中で福祉について
福祉コミュニティ	主体的に考え、地域の活動に積極的に参画することで地域課題の予防と解決に つながり、誰もが自分らしく安心して暮らすことのできるコミュニティをいう。
福祉避難所	高齢者や障がい者(児)など、災害時に援護が必要な人(災害時要援護者)に配慮した避難場所のことで、バリアフリーや冷暖房が完備されているなど要援護者の利用に適した環境を確保できる施設です。なお、福祉避難所は災害時に必要に応じて開設する2次的避難場所で、最初から利用することはできません。
ヘルプキット	緊急連絡先や持病などを記入する連絡票、保管しておく容器等のことで、緊急時に救急隊員等が迅速な対応ができるよう、冷蔵庫に保管しておくものです。 (65歳以上の希望する方に配付しています。)

ポータルサイト	検索サイトなど、インターネットにアクセスする際の入り口となるウェブサイト
保護率	保護率(人口百対)は「被保護実人員(1か月平均)」÷「推計人口(総人口)」 ×100 で算出する生活保護受給者の割合です。
要保護児童	保護者のいない児童又は保護者に監護させることが適当でないと認められる児 童
要保護児童対策地域協議 会	児童福祉に関連する様々な機関の関係者で構成され、要保護児童の支援について必要な情報の共有や支援の内容に関する協議などを行うため、市町村が設置する協議会。
ユニバーサルデザイン	あらゆる環境において、年齢、性別、身体状況等を問わず、すべての人が利用 することができる製品、施設、情報のデザイン